

浦添の物産と観光展

～ていだのまち「浦添」の地場商品が大集合～

市役所で浦添の地場商品の展示および販売を行います。期間中は普通の市役所とは違う雰囲気も楽しめます。気軽に遊びにお越しください。あなたのご来場をお待ちしています！



【実施期間】

7月13日(水)～15日(金)
午前9時30分～午後5時15分
(最終日は午後4時まで)

【場 所】

浦添市役所 1 階ロビー・中庭

「県産品 使う『みんな』が主役です」

7月は県産品奨励月間です。県産品を愛用して、地域の活性化や、雇用拡大につなげましょう。

市役所が物産展会場
に早変わり!!

抽選で
うれしい景品
プレゼント!!

1回のお買い上げごとに
抽選券を1枚配布いたします。
2枚集めて1回の抽選に
参加できます。

※景品がなくなり次第終了とさせていただきます。



【問い合わせ】 商工産業課 ☎876-1234(内線3161・3162)

未承認遺伝子組換えパパイヤ「台農5号」の除去にご協力を!

沖縄県において、未承認の遺伝子組換えパパイヤ「台農5号」が栽培・流通している事例があります。遺伝子組換え作物を国内で輸入・流通・栽培する場合は、事前に品種ごとに以下の安全性等の審査に基づき、国による承認が必要です。「台農5号」を栽培もしくは発見された方は市役所までご連絡ください。

- ① 生物多様性への影響(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律【カルタヘナ法】)
・他の野生植物を駆逐し、自然環境へ影響を及ぼす可能性がないか。
- ② 食品としての安全性【食品衛生法】
・食品として、科学的な評価により、人の健康を損なう恐れがないか。

～パパイヤ品種「台農5号」の見分け方～

葉柄は何色ですか？

紫、赤色の場合



「台農5号」の可能性あります。市役所までご連絡をお願いします。

白、うす紫、緑色の場合



「台農5号」ではありません。

【問い合わせ】 商工産業課 ☎876-1234(内線3164)

「台農5号」のその他特徴

1. 両性株と雌株があります。
2. 両性果実は長楕円形で、雌果実は丸形です。
3. 栽培環境や個体により、紫色、赤色の濃淡がでます。



両性株



雌株

国民健康保険課からのお知らせ

平成23年度国民健康保険
特定疾病療養受領証の申
請について

特定疾病で、長期にわたって著しく高額な医療費が必要となる方は、「特定疾病療養受領証」の交付を受け医療機関窓口で提示すると、自己負担限度額が1万円となります。ただし、人工腎臓を実施している慢性腎不全患者のうち70歳未満の上位所得者(※1)は2万円となります。

「特定疾病療養受領証」の交付を受ける方は、必要な書類を添えて申請してください。

※現在お持ちの特定疾病受領証の有効期限は平成23年7月31日までです。有効期限を過ぎると使用できなくなりますので、更新手続が必要となります。

【特定疾病の名称】

- ①人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ②血友病
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

【新規・更新申請に必要な書類】

- ①国民健康保険証
- ②申請者の印鑑
- ③本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ④委任状(世帯主以外が申請する場合)
- ⑤医師の意見書(新規で受領証の交付申請を行う場合)

入院にかかる医療費の限
度額適用認定証の申請に
ついて

国保加入者が診療を受ける場合、かかった費用の1割から3割を医療機関窓口で支払いますが、入院などで医療費が高額になる場合、限度額適用認定証を提示すると、窓口で支払う金額の上限が自己負担限度額(下段表を参照)までとなります。

限度額適用認定証の交付を受ける方は、次の申請に必要な書類を添えて、国民健康保険課の窓口で申請してください。

【新規・更新申請に必要な書類】

- ①国民健康保険証
- ②申請者の印鑑
- ③本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ④委任状(世帯主以外が申請する場合)
- ⑤医師の意見書(世帯主が委任状の記入が困難である場合)

※下記の表は70歳未満の方が対象の表になります。75歳以上の方に關しては、6ページの認定証を交付できる方をご覧ください。

70歳未満の人の自己負担限度額

所得区分	過去12か月間に1つの世帯で高額療養費の支給が3回目まで	4回目以降※2
上位所得者	150,000円 ☆ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算します。	83,400円
上位所得者以外の課税世帯	80,100円 ☆ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算します。	44,400円
世帯主および国保加入者全員が非課税世帯の場合	35,400円	24,600円

※1上位所得者とは同一世帯の国保加入者の基礎控除額後の総所得金額等の合計が600万円を超える世帯

※2過去12か月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

問い合わせ 国民健康保険課 給付係☎876-1234(内線3714)

国保税の納付は口座振替で

平成23年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。国保税の納付は、安全便利な口座振替をお勧めしています。各納期限毎の振替は、通帳を記載してご確認ください。12月中旬に口座振替済通知書(申告用)を無料で送付します。※今年度の納期限は下記の表をご覧ください。

口座振替の申込みに必要なもの

- ①納税通知書
- ②預金通帳
- ③預金通帳の届出印
- ④口座振替依頼書(各金融機関窓口にあります)

申込みができる金融機関

沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農業協同組合・沖縄県労働金庫・三信信用金庫・ゆうちょ銀行

申込方法

口座のある金融機関窓口へお申込みください。一度申込みをすれば、毎年継続して引き落としされます。

納めて安心

国保税!

安心して医療が受けられるようにするため、国保税を期限内に納めましょう。また、国保税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
平成23年度の納期限	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月29日

※納期限は毎月月末ですが、土日・祝日に当たる場合は、その翌日が振替日となります。

問い合わせ 国民健康保険課 国保税第1・2係 ☎876-1234(内線3717～3725)